

久喜市議会
平成27年2月定例会
議員提出議案

議 案 目 録

議員提出第1号	久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例	1
意見第1号	原発再稼働の中止を求める意見書	2
意見第2号	「ヘイトスピーチ」対策に係る法整備を求める意見書	4

議員提出第 1 号

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 3 日

提出者 久喜市議会議員

岡 崎 克 巳
岸 輝 美
杉 野 修
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 井 上 忠 昭 様

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例（平成 22 年久喜市条例第 224 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職するものとされた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項に該当する教育長が在職している場合は、その在職期間に限り、この条例による改正後の第 21 条の規定は適用せず、改正前の第 21 条の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

意見第 1 号

原発再稼働の中止を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 3 日

提出者 久喜市議会議員

杉 野 修
渡 辺 昌 代

賛成者 久喜市議会議員

川 辺 美 信
平 間 益 美
石 田 利 春

久喜市議会議長 井 上 忠 昭 様

原発再稼働の中止を求める意見書

福島第一原子力発電所の事故は、いまだに収束せず、放射能被害は国民に甚大な影響を与え続けています。事故の原因究明は進まず、汚染水処理も続き、今なお約 12 万人もの住民が避難生活を続けています。事故後、全国で「原発ゼロ」の声が拡がり、原発に頼らないエネルギーへの転換を望む運動が広がっています。

そのような中、政府は 2014 年 4 月、原発の再稼働・推進の方針を明らかにした「第四次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。その後、2014 年 7 月、原子力規制委員会が九州電力の川内原子力発電所 1、2 号機について、「新規制基準」に適合しているとする「審査書案」を了承し、さらに、2014 年 12 月、福井県高浜原子力発電所 3、4 号機についても「審査書案」を了承しました。

川内原発の再稼働には、住民の避難計画や火山対策、使用済み核燃料の問題など課題があるにもかかわらず、まともな対応がないまま「適合」とされています。また、高浜原発においても、避難計画が定まっておらず、基準地震動の算定が甘いなど安全の問題点が置き去りにされたままです。

さらに、再稼働の是非を判断する地元の範囲は、電力会社と原子力安全協定を結ぶ立地自治体にほぼ限定されています。被害が広域化した福島第一原発事故の教訓が生かされず、30km 圏内の自治体の意向は無視されたまま、地元同意を済ませようとする姿勢が鮮明です。

今、全国の全ての原発が止まっている中で、川内原発の再稼働が急がれようとしています。政府は、原発再稼働ありきの政策を推し進めるのではなく、命や安全を最優先と

したエネルギー政策への転換をさらに進め、原発の再稼働につながる全ての政策の中止を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣

あて

意見第2号

「ヘイトスピーチ」対策に係る法整備を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月3日

提出者 久喜市議会議員

猪 股 和 雄

岡 崎 克 巳

杉 野 修

田 中 勝

久喜市議会議長 井 上 忠 昭 様

「ヘイトスピーチ」対策に係る法整備を求める意見書

最近、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的表現や言動（いわゆる「ヘイトスピーチ」「憎悪表現」）が、社会的関心を集め、日本国内のみならず、世界の人々からの批判が強まっています。

これは、特に日本社会に在住する外国人や他民族の人々の心を傷つけるとともに、日本人の尊厳をもおとしめる行為といわざるをえません。

これに対して、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に反対する裁判が、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われてきましたが、昨年には、最高裁判所がその違法性を認め、賠償を命ずる判決が確定しています。

また、昨年7月、国際連合・自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。さらに、翌8月には、国際連合・人種差別撤廃委員会も、日本に対し、法による規制を行うなどの「ヘイトスピーチ」への適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、多くの国ではそれを規制する法整備がされています。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、世界各国から国籍や人種を越えて人々が訪れ、友好を深めることが望まれますが、いわゆる「ヘイトスピーチ」を放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国会および政府は、いわゆる「ヘイトスピーチ」の対策に係る法整備を速やかに行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
法務大臣

あて